

雇用保険認定窓口における呼出方法の改善について

— 神奈川労働局からの回答要旨 —

標記について神奈川労働局にあっせんした結果、平成 22 年 12 月 22 日付けで以下の回答がありました。

平成 23 年 1 月 5 日から、雇用保険受給説明会において、「フルネームでの呼び出しをご希望されない方につきましては、『姓のみ』で窓口へお呼びしますので、雇用保険給付担当職員までお申し出ください。」との説明を行います。

さらに、次回の「雇用保険の失業給付 受給資格者のしおり」の改訂時の平成 23 年 4 月 1 日からは、「フルネームでの呼び出しを希望されない方は、事前にハローワークの雇用保険給付担当職員までご相談ください。」と掲載し、「姓のみ」で呼び出します。